

山梨県公報

第千三百三十三号

平成十四年

十一月七日

木曜日

目次

告示

一般廃棄物処理施設の設置の許可申請	五九一
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	五九二
道路の区域変更(二件)	五九二
河川区域の指定の一部改正(三件)	五九三
都市計画事業の事業計画の変更認可	五九三
県営土地改良事業の完了(五件)	五九三
公告	
一般競争入札について	五九四
争議行為予告通知の受理	五九五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五九六
開発行為に関する工事の完了について(二件)	五九六
一般競争入札について	五九六
公安委員会	
遊技機の型式の検定	五九八

告示

山梨県告示第四百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置について許可の申請があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

一 申請の内容等

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
(一) 氏名又は名称 財団法人山梨県環境整備事業団 理事長 天野建

(二) 住所 甲府市丸の内一丁目九番十一号

2 一般廃棄物処理施設の設置場所
北巨摩郡明野村浅尾字浅尾原五千二百六十番地外

3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条

第二項に該当する施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化したものに限る。)

5 申請年月日
平成十四年十月三十一日

二 申請書等の縦覧
1 縦覧に供する書類
申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第三項の書類

2 縦覧場所
山梨県県民情報センター及び山梨県峡北地域振興局林務環境部

3 縦覧の期間及び時間
この告示の日から平成十四年十二月九日までの山梨県の休日を定める条例(平成

元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び

午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の

保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項
意見書提出者の氏名、住所及び電話番号

(二)(-) 意見を述べようとする対象事業の名称
生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先
山梨県森林環境部環境整備課(郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目

六番一号)

3 提出期限
平成十四年十二月二十四日まで。なお、郵送による場合は、同月二十四日午後五

時までに提出先に必着すること。

4 その他
詳細については、山梨県森林環境部環境整備課(電話〇五五 一一三三 一五一

七)に問い合わせること。

山梨県告示第四百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置について許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

一 申請の内容及び

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(一) 氏名又は名称 財団法人山梨県環境整備事業団 理事長 天野建

(二) 住所 甲府市丸の内一丁目九番十一号

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

北巨摩郡明野村浅尾字浅尾原五千二百六十番地外

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号八に該当する施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、工作物の新築若しくは改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、汚泥（し尿処理汚泥を除く。）、廃プラスチック類、燃え殻（溶融固化したものに限る。）及び動植物性残さ

5 申請年月日

平成十四年十月三十一日

二 申請書等の縦覧

1 縦覧に供する書類

申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第三項の書類

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター及び山梨県峡北地域振興局林務環境部

3 縦覧の期間及び時間

この告示の日から平成十四年十二月九日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項

(一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号

(二) 意見を述べようとする対象事業の名称

(三) 生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先

山梨県森林環境部環境整備課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内二丁目六番一号）

3 提出期限

平成十四年十二月二十四日まで。なお、郵送による場合は、同月二十四日午後五時までに提出先に必着すること。

4 その他

詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五 一二三三 一五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十一月二十八日まで一般の縦覧に供する。平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

一 道路の種類 県道

二 路線名 葦崎昇仙峡線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市御岳町字西村二四二七番の四地先から甲府市御岳町字西村二四二六番の一地先まで	二六・五 三〇・〇	二六・五 五四・〇	三九・〇	三九・〇

山梨県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十一月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年十一月七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清里須玉線
- 三 道路の区域

山梨県知事 天 野 建

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡高根町大字浅川字中反二五四五番の二地内	二五・〇 四三・五	一〇・五 三一・〇		一一二・〇

山梨県告示第四百五十四号

一級河川鼓川に係る河川区域の指定（昭和五十二年山梨県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

第一号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十五号

一級河川金川に係る河川区域の指定（昭和四十八年山梨県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。
平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

「第七号まで」を「第十八号まで」に改める。
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十六号

一級河川馬場川に係る河川区域の指定（昭和五十六年山梨県告示第二百六十二号）の一部を次のように改正する。
平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

第一号図から第五号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称 市川大門町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 市川大門都市計画道路事業 三・四・一号役場前線
- 三 事業施行期間 平成十三年十月四日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 西八代郡市川大門町字向新田地内及び西八代郡三珠町大字上野字菟鼻地内
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第四百五十八号

県営土地改良事業（明野地区圃場整備事業）の工事は、平成十四年三月三十一日をもちって完了した。
平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第四百五十九号

県営土地改良事業（長坂地区圃場整備事業）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百六十号

県営土地改良事業（白州地区圃場整備事業）の工事は、平成十四年三月三十一日をもって完了した。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百六十一号

県営土地改良事業（菅沼地区圃場整備事業）の工事は、平成十年三月三十一日をもって完了した。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百六十二号

県営土地改良事業（高根地区圃場整備事業）の工事は、平成十一年三月三十一日をもって完了した。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

公 告

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県新税務システム用サーバ機器等 一式

2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間
平成十五年三月一日から同月三十一日まで

4 納入場所
知事が指定する場所

5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部 税務課電算担当 電話〇五五 二二三 一三八九

2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十四年十一月十四日までの山梨県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所
平成十四年十一月十四日午後二時 山梨県庁北別館六〇一会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十四年十一月十四日から同月二十九日までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部税務課電算担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十二月十九日午後二時 山梨県庁北別館六〇一会議室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十四年十二月十七日午後五時までに山梨県総務部税務課電算担当（郵便番号

四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Equipments for New Taxation System of Yamanashi Prefectural

Government 1 set

2 Date and time for tender

2 : 00PM December 19,2002

3 Bureau in charge

System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi
Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1389

争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十四年十月二十五日付けで通知があった。

平成十四年十一月七日

山梨県知事 天 野 建

一 事件

次の要求事項解決のため

1 賃金の引き上げ等に関する件

2 職員的大幅増員等に関する件

3 完全週休二日制等に関する件

4 その他の労働条件に関する件

二 日時

平成十四年十一月八日から要求解決まで

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 巨摩共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 訪問看護ステーションあらくさ

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ
 中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ
 東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたんぼぼ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲府市宝一丁目九番一号 あすなる甲府薬局
 東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の二十四 あすなる石和薬局
 中巨摩郡榑形町桃園三百七十七番地の二 あすなる巨摩薬局
 北巨摩郡武川村牧ノ原千三百六十六番地の二 あすなる武川薬局
 以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、又は一部職場

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に、連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。
 ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十四年十一月七日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 天 野 建
 中巨摩郡田富町東花輪字整理地一一二九の一、一一二九の四、一一二九の五、一一二九の六及び一一二九の七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。（）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条千七百番地四 新日本通産株式会社 代表取締役 三村修

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年十一月七日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 天 野 建
 中巨摩郡竜王町西八幡字一本橋道下三四六三の二、三四六四の二、三四六五の一及び三四六五の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡竜王町西八幡千番地 新海和仁

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年十一月七日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 天 野 建
 中巨摩郡昭和町飯喰字村西一一二五九、一一二六〇の一及び一一二六一の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 群馬県前橋市二之宮町二百七十一番地 株式会社 オリジンフーズ 代表取締役 狩野一夫

一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十四年十一月七日

- 一 一般競争入札に付する事項
 山梨県知事 天 野 建
- 1 購入物品等の名称及び数量
 土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十五年二月二十八日

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二三三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十四年十一月二十六日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年十一月十九日（火）午後二時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内

一丁目九番十一号）八階八〇一会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十四年十一月二十六日（火）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十二月十九日（木）午後二時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）八階八〇一会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十四年十二月十八日（水）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Construction materials for maintaining the site to prevent natural disasters 1 set

2 Date and time for tender

2 : 30PM December 19, 2002
 Bureau in charge
 Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural
 Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
 TEL 055-223-1395

公安委員会

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。
 なお、検定の有効期間は、平成十七年十一月六日までとする。
 平成十四年十一月七日

山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRキャッツ	株式会社竹屋	二〇〇五五八
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRどろりんぱ	株式会社銀座	二〇〇三五九
株式会社銀座 代表取締役	ぱちんこ遊技機	CRどろ	株式会社	二〇〇四二八

伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRどろりんぱ3	株式会社銀座	二〇〇五八六
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRどろりんぱ3	株式会社銀座	二〇〇五八六
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	モグモグ カザリン	株式会社ネット	二四〇五八四
株式会社イレブン 代表取締役 根津友幸 東京都千代田区外神田六丁目一番一八号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	ジャッセン	株式会社イレブン	二四〇一九一
株式会社イレブン 代表取締役 根津友幸 東京都千代田区外神田六丁目一番一八号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	ランダ	株式会社イレブン	二四〇三〇一
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR笑ウせえるすまん2	奥村遊機株式会社	二〇〇五八〇
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR笑ウせえるすまん2	奥村遊機株式会社	二〇〇五八一
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR笑ウせえるすまん2	奥村遊機株式会社	二〇〇六四一

<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号</p>	<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号</p>	<p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p>	<p>マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地</p>	<p>マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地</p>	<p>豊丸産業株式会社 代表取締 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地</p>
<p>パチンコ遊技 機 規則第六条第 一 号イ(別表 第一種特別電 動役物)</p>						
<p>ベイベイ・ P R</p>	<p>アラジン</p>	<p>CRデビ ルマン L</p>	<p>CRとり ぶらん チキ ン</p>	<p>CRとり ぶらん チキ ン</p>	<p>CRとり ぶらん チキ ン</p>	<p>CRとり ぶらん チキ ン</p>
<p>サミー株 式会社</p>	<p>サミー株 式会社</p>	<p>株式会 社 ニ ユ ギ</p>	<p>マル ホ ン 工 業 株 式 会 社</p>	<p>マル ホ ン 工 業 株 式 会 社</p>	<p>豊丸 産 業 株 式 会 社</p>	<p>株式 会 社 三 共</p>
<p>二四〇五五六</p>	<p>二四〇五九七</p>	<p>二〇〇六四二</p>	<p>二〇〇六一二</p>	<p>二〇〇六一二</p>	<p>二〇〇六〇二</p>	<p>二〇〇六六三</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番